

令和8年1月28日
住宅局参事官（建築企画担当）付

エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は4割

～前年度調査より+2.5ポイント増加しました～

国土交通省では、平成29年度より戸開走行保護装置の設置状況を調査しており、令和6年度に定期検査報告が行われた約78万台のうち、約31万台（約4割）のエレベーターにおいて戸開走行保護装置が設置されていることが分かりました。

1. 背景

20年前（平成18年6月）東京都港区において発生した事故を契機に、平成21年9月以降に新設されるエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が義務付けられる一方で、義務付け前に設置されたエレベーターについては、全面的な撤去・新設を行う場合に、戸開走行保護装置の設置が義務付けられています。

2. 国の対応状況

(1) 政府広報提供ラジオ（2月15日予定）

エレベーターの安全確保に関する周知・注意喚起のため、政府広報提供ラジオ番組（※）により、その重要性を国民に伝え本装置の設置促進等を呼びかける予定です。



※政府広報提供ラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」『今すぐできる！エレベーター・エスカレーターの安全対策』／令和8年2月15日(日)放送予定

(2) リーフレット（別添1）

既設エレベーターの安全対策について、別添1のリーフレットにより、建物の所有者・管理者にその重要性を伝え、戸開走行保護装置設置済みマークの周知をしています。



戸開走行保護装置設置済みマーク

(3) 戸開走行保護装置の設置状況に関する定例調査（年1回）

戸開走行保護装置等の設置状況について、年に1回調査を行っています。特定行政庁に定期報告が行われたエレベータ一台数、中央官庁の庁舎、国会の施設、地方公共団体の本庁舎のエレベータ一台数、戸開走行保護装置の設置台数等については、以下の3のとおりです。

内訳の詳細については、別紙1、別紙2、別紙3をご確認ください。

(4) 支援措置（令和7年度補正で補助限度額25%引き上げ！）

国土交通省では、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置等の防災対策改修工事に対して支援を実施しています。今般、令和7年度補正予算にて、戸開走行保護装置の設置等に対する補助対象限度額の引き上げ（25%増）を行いました（別添2参照）。

民間の所有者等が本支援措置を活用するためには、地方公共団体において既設エレベーター改修に係る補助制度が整備されている必要がありますので、詳細はエレベーターの存する地方公共団体にお問い合わせください。

3. 戸開走行保護装置の設置台数等について

()は、前年度からの増減

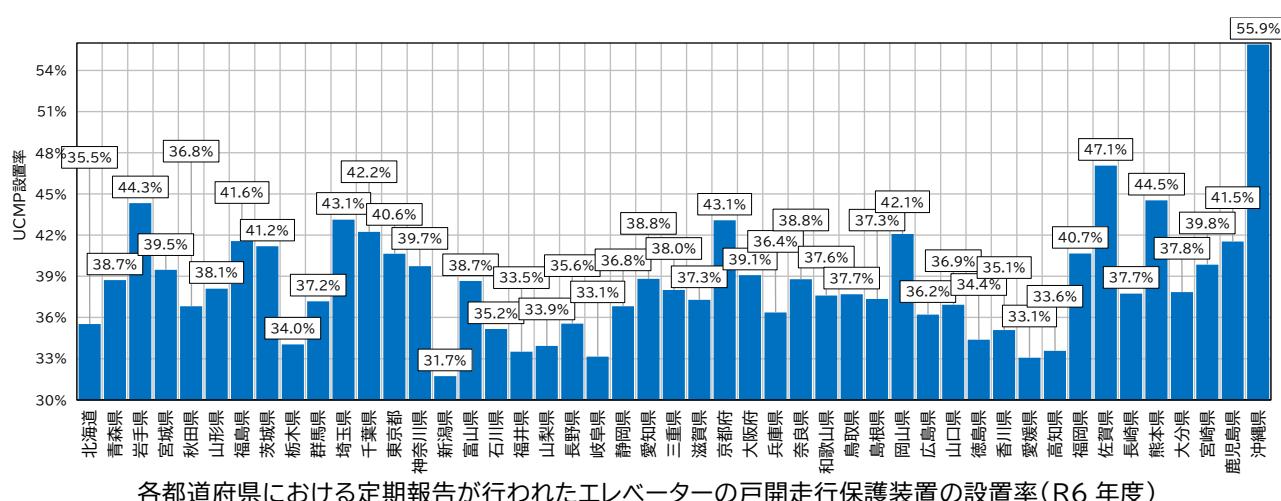
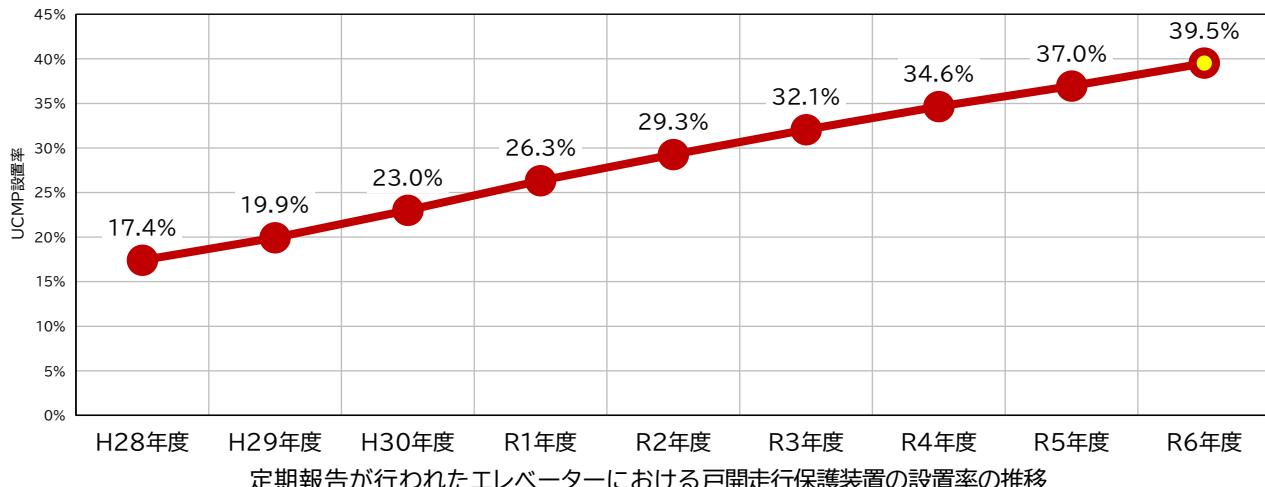
(1) 定期報告が行われたエレベーター^{*}(令和6年度報告分:別紙1参照)

※ホームエレベーター、テーブルタイプの小荷物専用昇降機、簡易リフト、労働安全衛生法施行令における特定機械等に該当する積載

荷重が1トン以上のエレベーターは建築基準法第12条第1項に基づく定期報告は不要

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置 ^{*1}	設置率
定期報告	775,705 台 (+17,777 台)	306,394 台 (+26,304 台)	77,855 台 (+ 7,034 台)	39.5% (+2.5%)

※1 全面的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数



(2) 中央官庁の庁舎等のエレベーター(令和7年4月1日時点:別紙2、3参照)

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置 ^{*1}	設置率
中央官庁の庁舎	356 台 (±0 台)	162 台 (+1 台)	103 台 (+1 台)	45.5% (+0.3%)
国会の施設 ^{*2}	106 台 (±0 台)	24 台 (±0 台)	12 台 (±0 台)	22.6% (±0%)
地方公共団体の本庁舎	3,671 台 (+60 台)	2,447 台 (+149 台)	739 台 (+ 55 台)	66.7% (+3.1%)

※1 全面的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数

※2 本館、分館、別館及び議員会館

<問い合わせ先>

住宅局 参事官（建築企画担当）付
電話：03-5253-8111（代表）



戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和6年度に定期検査報告が行われたエレベーター)

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
01北海道	北海道	5,292	2,240	198	42.3%
01北海道	札幌市	20,409	7,098	1,781	34.8%
01北海道	函館市	1,334	459	90	34.4%
01北海道	旭川市	1,542	504	86	32.7%
01北海道	小樽市	740	209	67	28.2%
01北海道	室蘭市	347	108	16	31.1%
01北海道	釧路市	641	182	36	28.4%
01北海道	帯広市	700	229	47	32.7%
01北海道	北見市	472	155	34	32.8%
01北海道	苦小牧市	509	180	50	35.4%
01北海道	江別市	449	160	65	35.6%
01北海道 総計		32,435	11,524	2,470	35.5%
02青森県	青森県	903	371	40	41.1%
02青森県	青森市	1,064	389	117	36.6%
02青森県	弘前市	585	247	50	42.2%
02青森県	八戸市	617	220	66	35.7%
02青森県 総計		3,169	1,227	273	38.7%
03岩手県	岩手県	1,910	957	202	50.1%
03岩手県	盛岡市	1,543	574	206	37.2%
03岩手県 総計		3,453	1,531	408	44.3%
04宮城県	宮城県	1,948	942	292	48.4%
04宮城県	仙台市	8,676	3,220	946	37.1%
04宮城県	石巻市	295	155	3	52.5%
04宮城県	塩竈市	159	62	23	39.0%
04宮城県	大崎市	249	93	25	37.3%
04宮城県 総計		11,327	4,472	1,289	39.5%
05秋田県	秋田県	1,010	405	77	40.1%
05秋田県	秋田市	1,120	382	110	34.1%
05秋田県	横手市	116	40	7	34.5%
05秋田県 総計		2,246	827	194	36.8%
06山形県	山形県	1,804	727	142	40.3%
06山形県	山形市	1,036	355	91	34.3%
06山形県 総計		2,840	1,082	233	38.1%
07福島県	福島県	1,940	869	148	44.8%
07福島県	福島市	1,102	448	174	40.7%
07福島県	郡山市	1,366	527	166	38.6%
07福島県	いわき市	810	325	84	40.1%
07福島県 総計		5,218	2,169	572	41.6%
08茨城県	茨城県	3,093	1,283	234	41.5%
08茨城県	水戸市	1,466	509	122	34.7%
08茨城県	日立市	599	278	68	46.4%
08茨城県	土浦市	636	237	74	37.3%
08茨城県	古河市	330	157	30	47.6%
08茨城県	高萩市	55	13	2	23.6%
08茨城県	北茨城市	69	21	1	30.4%
08茨城県	取手市	337	159	57	47.2%
08茨城県	つくば市	1,690	738	163	43.7%
08茨城県	ひたちなか市	369	165	42	44.7%
08茨城県 総計		8,644	3,560	793	41.2%
09栃木県	栃木県	1,111	425	53	38.3%
09栃木県	宇都宮市	2,525	801	185	31.7%
09栃木県	足利市	384	121	38	31.5%
09栃木県	栃木市	227	84	13	37.0%
09栃木県	佐野市	255	81	16	31.8%
09栃木県	鹿沼市	153	74	9	48.4%
09栃木県	日光市	397	114	32	28.7%
09栃木県	小山市	501	201	41	40.1%
09栃木県	大田原市	160	51	8	31.9%
09栃木県	那須塩原市	282	89	18	31.6%
09栃木県 総計		5,995	2,041	413	34.0%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
10群馬県	群馬県	1,703	622	127	36.5%
10群馬県	前橋市	1,256	440	107	35.0%
10群馬県	高崎市	1,432	564	184	39.4%
10群馬県	桐生市	251	78	21	31.1%
10群馬県	伊勢崎市	399	142	20	35.6%
10群馬県	太田市	514	215	33	41.8%
10群馬県	館林市	196	77	12	39.3%
10群馬県 総計		5,751	2,138	504	37.2%
11埼玉県	埼玉県	12,326	5,446	1,155	44.2%
11埼玉県	川口市	3,307	1,249	305	37.8%
11埼玉県	さいたま市	7,937	3,423	777	43.1%
11埼玉県	川越市	1,533	683	143	44.6%
11埼玉県	所沢市	1,533	647	212	42.2%
11埼玉県	越谷市	1,454	612	133	42.1%
11埼玉県	上尾市	717	373	62	52.0%
11埼玉県	草加市	1,066	474	131	44.5%
11埼玉県	春日部市	779	346	63	44.4%
11埼玉県	狭山市	532	239	67	44.9%
11埼玉県	新座市	723	301	68	41.6%
11埼玉県	熊谷市	742	250	55	33.7%
11埼玉県	久喜市	454	233	26	51.3%
11埼玉県 総計		33,103	14,276	3,197	43.1%
12千葉県	千葉県	4,588	2,011	376	43.8%
12千葉県	千葉市	6,495	2,598	756	40.0%
12千葉県	市川市	3,042	1,196	265	39.3%
12千葉県	船橋市	3,689	1,549	402	42.0%
12千葉県	松戸市	2,652	988	271	37.3%
12千葉県	柏市	2,373	1,109	215	46.7%
12千葉県	市原市	748	295	48	39.4%
12千葉県	佐倉市	523	194	33	37.1%
12千葉県	八千代市	973	486	120	49.9%
12千葉県	我孫子市	440	157	57	35.7%
12千葉県	浦安市	1,828	738	230	40.4%
12千葉県	木更津市	384	174	16	45.3%
12千葉県	流山市	962	601	35	62.5%
12千葉県	習志野市	1,035	518	103	50.0%
12千葉県	成田市	1,092	404	48	37.0%
12千葉県 総計		30,824	13,018	2,975	42.2%
13東京都	東京都	41,079	18,081	5,101	44.0%
13東京都	千代田区	6,520	2,542	1,402	39.0%
13東京都	中央区	7,953	3,106	1,408	39.1%
13東京都	港区	9,263	3,818	1,781	41.2%
13東京都	新宿区	8,470	3,177	1,340	37.5%
13東京都	文京区	4,440	1,621	546	36.5%
13東京都	台東区	7,192	2,782	934	38.7%
13東京都	北区	3,123	1,297	293	41.5%
13東京都	荒川区	2,322	917	242	39.5%
13東京都	品川区	4,991	2,079	623	41.7%
13東京都	目黒区	3,391	1,322	330	39.0%
13東京都	大田区	6,782	2,742	529	40.4%
13東京都	世田谷区	7,379	2,962	570	40.1%
13東京都	渋谷区	7,520	2,766	976	36.8%
13東京都	中野区	3,067	1,247	290	40.7%
13東京都	杉並区	4,127	1,586	342	38.4%
13東京都	豊島区	5,154	1,926	796	37.4%
13東京都	板橋区	4,600	1,810	347	39.3%
13東京都	練馬区	4,330	1,799	336	41.5%
13東京都	墨田区	4,924	2,158	514	43.8%
13東京都	江東区	5,219	2,153	577	41.3%
13東京都	足立区	4,010	1,718	408	42.8%
13東京都	葛飾区	2,672	1,126	380	42.1%
13東京都	江戸川区	4,562	1,592	509	34.9%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
13東京都	八王子市	3,771	1,398	510	37.1%
13東京都	町田市	2,213	913	240	41.3%
13東京都	日野市	882	376	112	42.6%
13東京都	立川市	1,843	791	220	42.9%
13東京都	府中市	1,888	705	218	37.3%
13東京都	調布市	1,691	757	188	44.8%
13東京都	三鷹市	1,255	540	171	43.0%
13東京都	武蔵野市	1,685	668	216	39.6%
13東京都	国分寺市	768	323	101	42.1%
13東京都	西東京市	1,060	435	173	41.0%
13東京都	小平市	993	400	82	40.3%
13東京都 集計		181,139	73,633	22,805	40.6%
14神奈川県	神奈川県	4,561	1,560	181	34.2%
14神奈川県	横浜市	30,387	12,127	2,599	39.9%
14神奈川県	川崎市	12,969	5,516	1,059	42.5%
14神奈川県	横須賀市	1,908	621	185	32.5%
14神奈川県	藤沢市	2,689	1,136	257	42.2%
14神奈川県	相模原市	4,065	1,543	291	38.0%
14神奈川県	鎌倉市	870	340	79	39.1%
14神奈川県	厚木市	1,792	660	207	36.8%
14神奈川県	平塚市	1,314	525	129	40.0%
14神奈川県	小田原市	873	367	95	42.0%
14神奈川県	秦野市	521	198	56	38.0%
14神奈川県	茅ヶ崎市	924	441	83	47.7%
14神奈川県	大和市	1,373	498	106	36.3%
14神奈川県 集計		64,246	25,532	5,327	39.7%
15新潟県	新潟県	1,962	617	148	31.4%
15新潟県	新潟市	3,051	1,010	332	33.1%
15新潟県	長岡市	870	266	55	30.6%
15新潟県	三条市	299	71	17	23.7%
15新潟県	新発田市	193	50	7	25.9%
15新潟県	柏崎市	168	60	2	35.7%
15新潟県	上越市	412	133	23	32.3%
15新潟県 集計		6,955	2,207	584	31.7%
16富山県	富山県	1,217	483	116	39.7%
16富山県	富山市	1,939	765	186	39.5%
16富山県	高岡市	512	170	32	33.2%
16富山県 集計		3,668	1,418	334	38.7%
17石川県	石川県	599	269	73	44.9%
17石川県	金沢市	2,968	1,058	321	35.6%
17石川県	七尾市	156	45	7	28.8%
17石川県	小松市	328	119	17	36.3%
17石川県	白山市	258	99	7	38.4%
17石川県	野々市市	202	70	12	34.7%
17石川県	加賀市	386	62	21	16.1%
17石川県 集計		4,897	1,722	458	35.2%
18福井県	福井県	1,611	580	130	36.0%
18福井県	福井市	1,489	459	157	30.8%
18福井県 集計		3,100	1,039	287	33.5%
19山梨県	山梨県	2,034	725	128	35.6%
19山梨県	甲府市	981	298	101	30.4%
19山梨県 集計		3,015	1,023	229	33.9%
20長野県	長野県	3,628	1,325	267	36.5%
20長野県	長野市	1,489	509	157	34.2%
20長野県	松本市	1,104	392	152	35.5%
20長野県	上田市	452	147	24	32.5%
20長野県 集計		6,673	2,373	600	35.6%
21岐阜県	岐阜県	3,642	1,313	265	36.1%
21岐阜県	岐阜市	2,533	705	201	27.8%
21岐阜県	大垣市	573	196	49	34.2%
21岐阜県	各務原市	417	161	38	38.6%
21岐阜県 集計		7,165	2,375	553	33.1%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
22静岡県	静岡県	5,848	2,044	474	35.0%
22静岡県	静岡市	4,039	1,601	359	39.6%
22静岡県	浜松市	3,252	1,190	282	36.6%
22静岡県	沼津市	1,114	367	76	32.9%
22静岡県	富士市	780	292	37	37.4%
22静岡県	富士宮市	293	131	29	44.7%
22静岡県	焼津市	343	145	33	42.3%
22静岡県 総計		15,669	5,770	1,290	36.8%
23愛知県	愛知県	12,956	5,269	1,271	40.7%
23愛知県	名古屋市	27,355	10,435	2,972	38.1%
23愛知県	豊橋市	1,219	435	127	35.7%
23愛知県	豊田市	1,845	732	208	39.7%
23愛知県	岡崎市	1,320	515	145	39.0%
23愛知県	一宮市	1,342	499	147	37.2%
23愛知県	春日井市	1,290	484	129	37.5%
23愛知県 総計		47,327	18,369	4,999	38.8%
24三重県	三重県	2,279	879	196	38.6%
24三重県	四日市市	1,344	517	168	38.5%
24三重県	津市	996	408	101	41.0%
24三重県	鈴鹿市	536	177	32	33.0%
24三重県	松阪市	373	124	29	33.2%
24三重県	桑名市	506	188	36	37.2%
24三重県 総計		6,034	2,293	562	38.0%
25滋賀県	滋賀県	1,383	556	76	40.2%
25滋賀県	大津市	1,593	587	137	36.8%
25滋賀県	彦根市	385	150	26	39.0%
25滋賀県	長浜市	259	96	14	37.1%
25滋賀県	近江八幡市	209	63	5	30.1%
25滋賀県	草津市	923	307	56	33.3%
25滋賀県	守山市	304	131	31	43.1%
25滋賀県	東近江市	225	79	11	35.1%
25滋賀県 総計		5,281	1,969	356	37.3%
26京都府	京都府	3,206	1,362	197	42.5%
26京都府	京都市	14,974	6,491	1,325	43.3%
26京都府	宇治市	657	261	41	39.7%
26京都府 総計		18,837	8,114	1,563	43.1%
27大阪府	大阪府	6,168	2,470	622	40.0%
27大阪府	大阪市	46,066	17,542	5,398	38.1%
27大阪府	堺市	4,291	1,805	393	42.1%
27大阪府	東大阪市	3,326	1,155	242	34.7%
27大阪府	豊中市	3,060	1,191	290	38.9%
27大阪府	吹田市	3,754	1,614	378	43.0%
27大阪府	高槻市	1,548	744	158	48.1%
27大阪府	守口市	980	360	89	36.7%
27大阪府	枚方市	1,791	776	175	43.3%
27大阪府	八尾市	1,258	459	97	36.5%
27大阪府	寝屋川市	954	401	96	42.0%
27大阪府	茨木市	2,053	870	135	42.4%
27大阪府	岸和田市	702	285	11	40.6%
27大阪府	箕面市	952	345	74	36.2%
27大阪府	門真市	699	299	61	42.8%
27大阪府	池田市	769	282	79	36.7%
27大阪府	和泉市	680	291	70	42.8%
27大阪府	羽曳野市	314	126	18	40.1%
27大阪府 総計		79,365	31,015	8,386	39.1%
28兵庫県	兵庫県	3,120	1,141	231	36.6%
28兵庫県	神戸市	14,615	5,067	1,771	34.7%
28兵庫県	尼崎市	3,219	1,213	254	37.7%
28兵庫県	姫路市	2,696	929	169	34.5%
28兵庫県	西宮市	3,722	1,470	370	39.5%
28兵庫県	伊丹市	1,074	436	112	40.6%
28兵庫県	明石市	1,559	532	117	34.1%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
28兵庫県	加古川市	821	370	88	45.1%
28兵庫県	宝塚市	1,204	458	152	38.0%
28兵庫県	川西市	503	207	40	41.2%
28兵庫県	三田市	540	186	70	34.4%
28兵庫県	芦屋市	984	373	74	37.9%
28兵庫県	高砂市	234	91	29	38.9%
28兵庫県 総計		34,291	12,473	3,477	36.4%
29奈良県	奈良県	2,360	854	191	36.2%
29奈良県	奈良市	1,975	838	217	42.4%
29奈良県	橿原市	526	183	42	34.8%
29奈良県	生駒市	425	175	49	41.2%
29奈良県 総計		5,286	2,050	499	38.8%
30和歌山県	和歌山県	1,694	640	130	37.8%
30和歌山県	和歌山市	1,921	719	191	37.4%
30和歌山県 総計		3,615	1,359	321	37.6%
31鳥取県	鳥取県	365	120	20	32.9%
31鳥取県	鳥取市	648	255	64	39.4%
31鳥取県	米子市	623	246	56	39.5%
31鳥取県	倉吉市	147	51	4	34.7%
31鳥取県 総計		1,783	672	144	37.7%
32島根県	島根県	642	226	30	35.2%
32島根県	松江市	908	325	76	35.8%
32島根県	出雲市	343	156	13	45.5%
32島根県 総計		1,893	707	119	37.3%
33岡山県	岡山県	887	399	78	45.0%
33岡山県	岡山市	4,502	1,855	356	41.2%
33岡山県	倉敷市	1,529	664	98	43.4%
33岡山県	津山市	287	122	32	42.5%
33岡山県	玉野市	122	42	4	34.4%
33岡山県	総社市	127	55	8	43.3%
33岡山県	新見市	30	12	2	40.0%
33岡山県	笠岡市	114	48	12	42.1%
33岡山県 総計		7,598	3,197	590	42.1%
34広島県	広島県	1,500	576	119	38.4%
34広島県	広島市	11,879	4,242	1,178	35.7%
34広島県	吳市	1,058	312	87	29.5%
34広島県	三原市	311	94	25	30.2%
34広島県	尾道市	396	168	29	42.4%
34広島県	福山市	1,848	713	171	38.6%
34広島県	東広島市	697	269	66	38.6%
34広島県	廿日市市	509	215	63	42.2%
34広島県 総計		18,198	6,589	1,738	36.2%
35山口県	山口県	803	337	56	42.0%
35山口県	下関市	1,167	388	91	33.2%
35山口県	山口市	808	338	90	41.8%
35山口県	宇部市	641	243	54	37.9%
35山口県	周南市	607	245	65	40.4%
35山口県	防府市	329	90	22	27.4%
35山口県	萩市	106	26	6	24.5%
35山口県	岩国市	432	140	28	32.4%
35山口県 総計		4,893	1,807	412	36.9%
36徳島県	徳島県	1,426	527	69	37.0%
36徳島県	徳島市	1,817	588	147	32.4%
36徳島県 総計		3,243	1,115	216	34.4%
37香川県	香川県	1,891	705	129	37.3%
37香川県	高松市	2,946	992	270	33.7%
37香川県 総計		4,837	1,697	399	35.1%
38愛媛県	愛媛県	1,561	522	64	33.4%
38愛媛県	松山市	3,982	1,305	257	32.8%
38愛媛県	今治市	591	201	35	34.0%
38愛媛県	新居浜市	449	139	17	31.0%
38愛媛県	西条市	286	105	9	36.7%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
38愛媛県 集計		6,869	2,272	382	33.1%
39高知県	高知県	1,034	397	77	38.4%
39高知県	高知市	2,227	698	183	31.3%
39高知県 集計		3,261	1,095	260	33.6%
40福岡県	福岡県	8,190	3,414	417	41.7%
40福岡県	福岡市	21,341	8,656	2,366	40.6%
40福岡県	北九州市	7,129	2,935	1,031	41.2%
40福岡県	久留米市	1,797	665	187	37.0%
40福岡県	大牟田市	474	157	36	33.1%
40福岡県 集計		38,931	15,827	4,037	40.7%
41佐賀県	佐賀県	1,660	787	142	47.4%
41佐賀県	佐賀市	1,117	520	156	46.6%
41佐賀県 集計		2,777	1,307	298	47.1%
42長崎県	長崎県	1,869	724	168	38.7%
42長崎県	長崎市	3,348	1,194	313	35.7%
42長崎県	佐世保市	1,312	546	233	41.6%
42長崎県 集計		6,529	2,464	714	37.7%
43熊本県	熊本県	2,003	978	200	48.8%
43熊本県	熊本市	5,287	2,328	537	44.0%
43熊本県	八代市	360	119	28	33.1%
43熊本県	天草市	166	56	13	33.7%
43熊本県 集計		7,816	3,481	778	44.5%
44大分県	大分県	728	287	87	39.4%
44大分県	大分市	3,047	1,158	185	38.0%
44大分県	別府市	1,088	394	55	36.2%
44大分県	中津市	197	73	0	37.1%
44大分県	日田市	197	71	25	36.0%
44大分県	佐伯市	145	62	12	42.8%
44大分県	宇佐市	86	32	11	37.2%
44大分県 集計		5,488	2,077	375	37.8%
45宮崎県	宮崎県	583	273	46	46.8%
45宮崎県	宮崎市	2,309	893	229	38.7%
45宮崎県	都城市	438	160	1	36.5%
45宮崎県	延岡市	365	145	34	39.7%
45宮崎県	日向市	112	46	8	41.1%
45宮崎県 集計		3,807	1,517	318	39.8%
46鹿児島県	鹿児島県	2,475	967	209	39.1%
46鹿児島県	鹿児島市	5,126	2,189	283	42.7%
46鹿児島県	霧島市	1	1	0	100.0%
46鹿児島県 集計		7,602	3,157	492	41.5%
47沖縄県	沖縄県	3,058	2,022	325	66.1%
47沖縄県	那覇市	3,482	1,617	243	46.4%
47沖縄県	浦添市	769	416	22	54.1%
47沖縄県	宜野湾市	536	301	28	56.2%
47沖縄県	沖縄市	529	326	7	61.6%
47沖縄県	うるま市	238	132	7	55.5%
47沖縄県 集計		8,612	4,814	632	55.9%
総計		775,705	306,394	77,855	39.5%

* 全般的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数

中央官庁庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和7年4月1日時点)

建物名	エレベーター台数 (A)	戸開走行保護装置設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	戸開走行保護装置設置率 (B/A)	令和7年度設置予定台数
中央合同庁舎第1号館	20	14	4	70.0%	0
中央合同庁舎第2号館	27	7	7	25.9%	0
中央合同庁舎第3号館	14	7	7	50.0%	1
中央合同庁舎第4号館	13	13	4	100.0%	0
中央合同庁舎第5号館	20	20	6	100.0%	0
中央合同庁舎第5号館別館	4	4	4	100.0%	0
中央合同庁舎第6号館	50	21	18	42.0%	5
中央合同庁舎第7号館	49	16	16	32.7%	0
中央合同庁舎第8号館	9	9	9	100.0%	0
財務省本庁舎	10	0	0	0.0%	0
外務省本庁舎	22	1	0	4.5%	0
防衛省市ヶ谷庁舎	70	8	0	11.4%	0
経済産業省本館	12	12	0	100.0%	0
経済産業省別館	12	12	12	100.0%	0
内閣府本庁舎	4	4	4	100.0%	0
内閣府本庁舎別館	2	0	0	0.0%	0
警察総合庁舎	4	0	0	0.0%	0
特許庁庁舎	14	14	*2 12	100.0%	0
合計	356	162	103	45.5%	6

※1 全面的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数。

※2 令和7年1月21日の発表値では、14台としていたが、正しくは12台であった。

国会の施設におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和7年4月1日時点）

建物名	エレベーター台数 (A)	戸開走行保護装置設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	戸開走行保護装置設置率 (B/A)	令和7年度設置予定台数
衆議院 国会議事堂	14	4	0	28.6%	0
衆議院 分館	4	1	0	25.0%	0
衆議院 第一別館	2	0	0	0.0%	0
衆議院 第二別館	7	0	0	0.0%	0
衆議院 議員会館	39	2	0	5.1%	0
参議院 国会議事堂	11	4	0	36.4%	0
参議院 分館	4	4	4	100.0%	0
参議院 別館	2	2	2	100.0%	0
参議院 第二別館	6	6	6	100.0%	0
参議院 議員会館	17	1	0	5.9%	0
合計	106	24	12	22.6%	0

※ 全面的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数。

地方公共団体の本庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和7年4月1日時点)

都道府県	エレベーター台数 (A)	戸開走行保護装置設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	戸開走行保護装置設置率 (B/A)	令和7年度設置予定台数
01 北海道	178	118	43	66.3%	1
02 青森県	48	36	2	75.0%	1
03 岩手県	51	37	20	72.5%	3
04 宮城県	58	35	23	60.3%	2
05 秋田県	45	31	8	68.9%	0
06 山形県	56	46	6	82.1%	0
07 福島県	56	48	10	85.7%	0
08 茨城県	106	59	8	55.7%	0
09 栃木県	73	41	4	56.2%	2
10 群馬県	85	40	16	47.1%	4
11 埼玉県	156	104	10	66.7%	0
12 千葉県	154	92	17	59.7%	6
13 東京都	332	247	70	74.4%	3
14 神奈川県	136	114	29	83.8%	2
15 新潟県	75	44	18	58.7%	1
16 富山県	27	13	2	48.1%	0
17 石川県	47	26	16	55.3%	0
18 福井県	47	27	6	57.4%	0
19 山梨県	31	20	2	64.5%	0
20 長野県	97	73	20	75.3%	0
21 岐阜県	82	58	22	70.7%	0
22 静岡県	86	48	27	55.8%	2
23 愛知県	139	82	28	59.0%	0
24 三重県	60	31	17	51.7%	1
25 滋賀県	45	23	15	51.1%	0
26 京都府	71	43	3	60.6%	1
27 大阪府	181	90	33	49.7%	2
28 兵庫県	124	87	40	70.2%	2
29 奈良県	54	32	9	59.3%	2
30 和歌山県	42	25	7	59.5%	2
31 鳥取県	22	16	3	72.7%	1
32 島根県	25	16	6	64.0%	0
33 岡山県	54	34	21	63.0%	0
34 広島県	73	56	16	76.7%	0
35 山口県	49	42	7	85.7%	0
36 徳島県	48	40	16	83.3%	0
37 香川県	39	28	10	71.8%	0
38 愛媛県	53	35	5	66.0%	0
39 高知県	36	35	8	97.2%	0
40 福岡県	128	89	38	69.5%	0
41 佐賀県	49	38	6	77.6%	0
42 長崎県	49	36	6	73.5%	1
43 熊本県	78	50	12	64.1%	0
44 大分県	53	39	18	73.6%	4
45 宮崎県	45	32	6	71.1%	0
46 鹿児島県	58	40	11	69.0%	0
47 沖縄県	70	51	19	72.9%	0
合計	3,671	2,447	739	66.7%	43

※ 全面的な撤去・新設以外の改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数。

安全マーク表示制度とは

エレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれの装置が設置済みであることを示す安全マーク(エレベーター安全装置設置済みマーク)を表示する任意の制度です。

安全マーク(エレベーター安全装置設置済みマーク)と安全装置について



「戸開走行保護装置」
設置済みマーク

戸開走行保護装置とは
駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合などに、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



「地震時管制運転装置」
設置済みマーク

地震時管制運転装置とは
地震発生初期の微振動(P波)を感じし、本震(S波)が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

安全マークを表示するには

エレベーターの所有者・管理者の方が、エレベーター製造会社又は保守点検会社に、マーク表示の依頼(承諾書の発行)をすることで安全マークを表示することができます。

※詳しくは、エレベーター製造会社若しくは保守点検会社にお問い合わせください。

国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)付
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

03-5253-8126



知っていますか？

もしもの備えに！

エレベーターの戸開走行・地震対策

戸開走行



平成21年9月28日以降の
エレベーターには戸開走行保護装置
の設置が義務化

閉じ込め



耐震対策や防災キャビネットなどの
地震時に有効な対策は大丈夫？

⚠ エレベーターの所有者・管理者の皆様へ

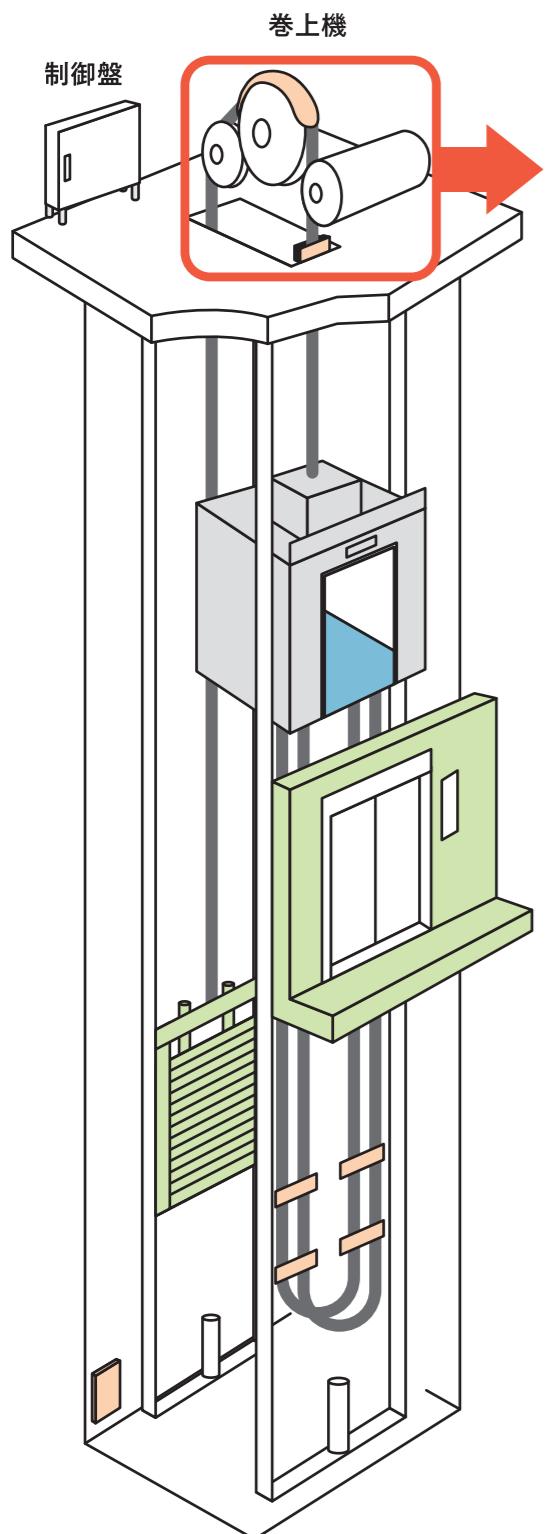
エレベーターの安全対策に対する補助制度を活用しよう！

所有者が実施するエレベーターの安全対策(戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等)に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

エレベーターの戸が開いたままかごが上昇し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故や地震時等に起るかご内の閉じ込め事故を防止するため、平成21年9月28日に「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」の設置等が義務付けられるなど、基準が強化されています。利用者の安全、安心のため、以下の安全対策を実施しましょう！

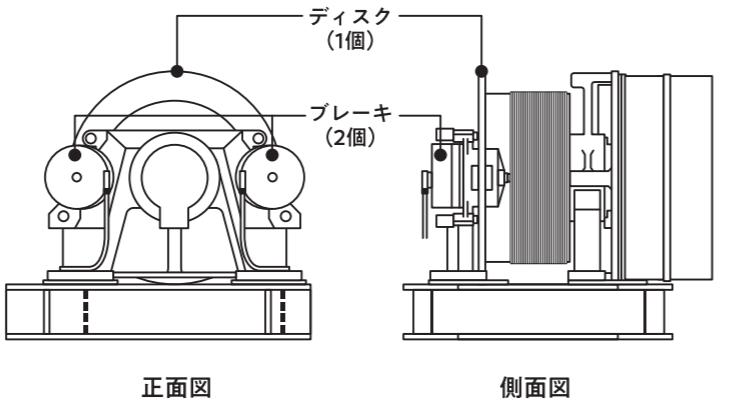
戸開走行保護装置を設置しましょう！

エレベーターの戸が開いた状態で走行した場合に、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置で、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎます。



① 二重系ブレーキ ※常時作動型二重系ブレーキの場合

主たるブレーキと機械的に独立させた補助ブレーキを設ける。



② 検出装置

戸の開閉状況を検出するかご戸・乗場戸スイッチに加え、かごが乗場から一定距離以上移動した場合に感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出する。

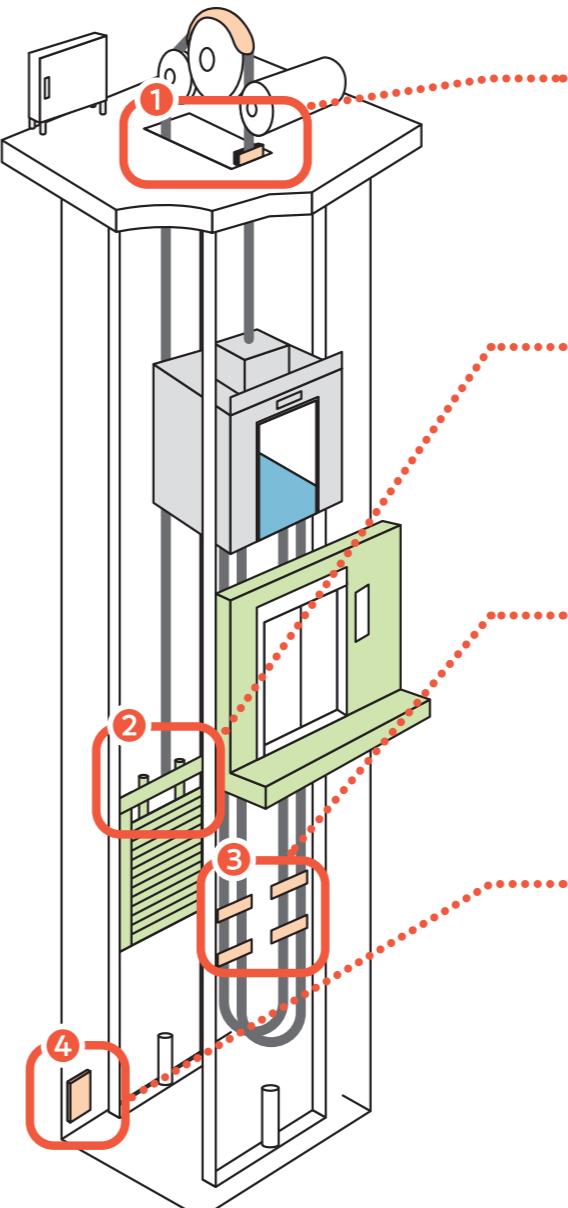
③ 独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障しても、安全にエレベーターを制御して停止させることができる。

地震時に有効な対策を実施しましょう！

地震時に起る閉じ込め防止や故障・損傷を軽減するための対策です。

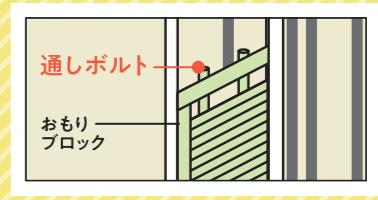
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ロープの外れ等が発生しています。



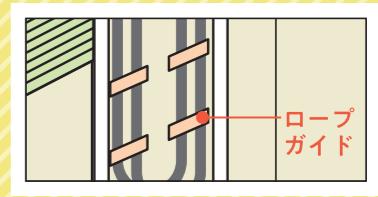
① 卷上機の綱車からのロープ外れ防止



② 釣合おもりの脱落防止

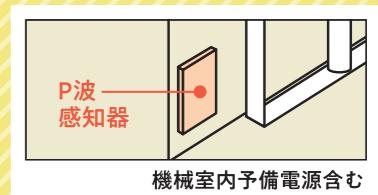


③ ロープの絡まり防止



④ 地震時管制運転装置の設置

地震が発生した時、最寄階に停止



エレベーターの早期復旧には、自動診断仮復旧運転※が有効です。
※ 地震等の際に専門技術者が現場に出動し復旧するまでの間、エレベーター機器の破損や危険性等を機械的に診断、仮復旧させる機能。
なお、本運転は、遠隔監視機能を有する場合のオプションとして、エレベーターの保守点検会社によって提供される機能です。



防災キャビネットを設置しましょう！

地震などにより、やむなく長時間にわたるエレベーターへの閉じ込めが発生する状況を想定し、防災グッズを事前にエレベーター内に設置することのできる「防災キャビネット」の設置が推奨されています。



防災キャビネットの中身

手回し充電ライト
非常用飲料水
袋式トイレ
アルミプランケット
プラスチック扇子
ケミカルライト
ポンチョ
ホイッスル
救急用品 など

エレベーターの防災対策改修事業

(住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業)

別添2

令和8年度当初予算案:
住宅・建築物防災力緊急促進事業(105億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置 ⑥リスタート運転機能の追加※ ②主要機器の耐震補強措置 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加※ ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱落防止措置 ⑤主要な支持部分の耐震化	①～⑤ : 1187.5万円/台 ⑥、⑦ : 375万円/台※	国 : 11.5%	国 : 11.5% 地方公共団体 : 11.5%

※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等以外の建築物における⑥、⑦の支援は、①～⑤のすべてが既に整備されている場合又は①～⑤のすべてを完了させる工事に併せて整備する場合に限るとともに、補助対象限度額は①の設置に併せて整備する場合、**312.5万円/台**とする。

事業要件

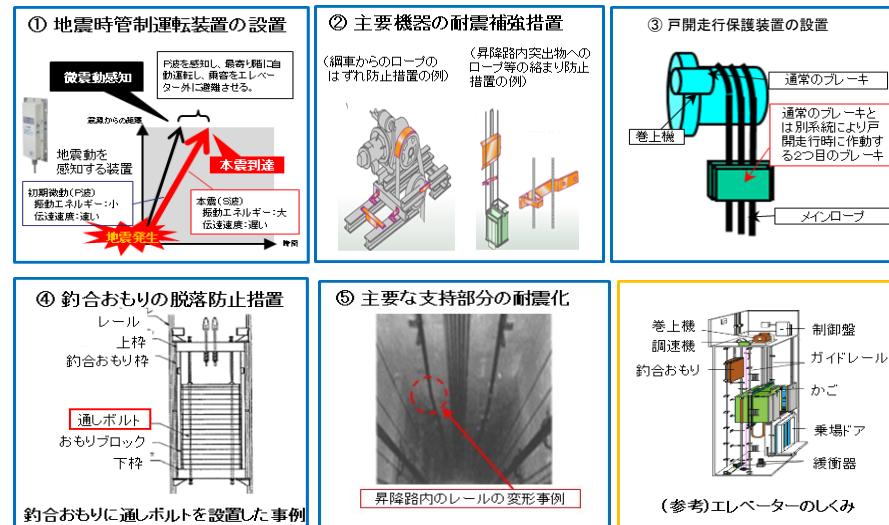
エリア

三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※であること。
 ※学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物
- 延べ面積1,000m²(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結している建築物は500m²)以上
- エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

防災対策改修工事のイメージ

<①～⑤の例>



<⑥⑦のイメージ>

